

令和3年度松山市一般会計補正予算（第1号）の 専決処分について

1. 補正予算の概要

今回の補正予算では、愛媛県の営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等に協力金を給付し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、事業者の経営継続を支援する。

また、感染症による影響が長期化する中で、実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得のひとり親世帯に対して、令和2年度に2度にわたり給付した特別給付金と同様の給付を行う。

2. 事業内容

○新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業 1,484,000千円

(協力金：14億2,800万円 事務費：5,600万円)

- ・ 給付対象者 愛媛県が指定する区域内で、要請期間内に営業時間短縮等を実施した酒類を提供する飲食店等（約1,700店）
- ・ 協力金額 時間短縮協力金（4月1日～4月21日要請分）
※感染状況によっては、途中で短縮し、前倒して解除となる可能性あり
下記について、全ての期間協力した場合に給付
① 県市連携分：40,000円/日×21日=840,000円
- ・ 申請期間 令和3年4月1日（木）～令和3年5月21日（金）
- ・ 申請方法 窓口及び郵送 ※窓口：申請専用窓口（銀天街きらりん2階）
11階大会議室窓口（市役所本館11階）

【愛媛県の要請内容】

対象施設 松山市中心部の繁華街で酒類を提供する飲食店等

※別紙「対象エリア」「指定エリア内住所一覧」を参照

要請内容 営業時間を5時から21時までに短縮（酒類の提供は20時30分まで）

対象期間 4月1日（木）～4月21日（水）までの21日間

○低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

【ひとり親世帯分】 570,603千円

(給付金：5億6,000万円 事務費：1,060万3千円)

- ・ 給付対象者 ① 児童扶養手当の支給を受けている世帯 （約5,200世帯）
② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない世帯 （約100世帯）
③ 感染症の影響を受けて家計が急変するなど、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準になっている世帯 （約700世帯）
- ・ 給付金額 児童1人あたり一律5万円
- ・ 申請の要否 ①は申請不要 ②③は申請必要
- ・ 給付日 ①は 4月30日（金）を予定
②③は申請受付後、速やかに給付

3. 補正予算の総額

(単位：千円)

区 分	補 正 額	累 計	対前年度同期伸率
一般会計	2,054,603	196,754,603	4.32%
特別会計	—	139,935,500	4.38%
企業会計	—	47,687,200	△1.70%
計	2,054,603	384,377,303	3.55%
公債管理特別会計	—	17,014,000	0.49%
合 計	2,054,603	401,391,303	3.42%

※補正予算の財源 国庫支出金：1,883,803 千円 県支出金：170,800 千円

※国庫支出金のうち170,800千円は、市単独の地方創生臨時交付金を充当

4. その他

子育て世帯への給付金については、低所得のひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯に対しても、別途同様の給付を実施することとされており、国から具体的な制度設計等の詳細が示され次第、適切に対応する。